

令和3年度 第21回 役員会 議事要録

日 時 令和4年2月17日（木）10:05～10:35

場 所 ※ ビデオ会議システムにより開催

出席者 〈役員〉 学長，総括理事・副学長，理事・副学長（教育担当），理事・副学長（研究担当），
理事・副学長（財務担当）・事務局長，理事・副学長（法務労政担当）
〈役員以外〉 執行役・副学長（教育運営担当），小倉監事，三矢監事

資 料

1. 国立大学法人東京工業大学役員会規則等一部改正案新旧対照表
- 2-1. 国立大学法人東京工業大学職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する規則等の一部改正について
- 2-2. 学習指導要領改訂に伴う附属科学技術高等学校教諭等の休憩時間の変更について
3. 国立大学法人東京工業大学職員の育児休業等に関する規則等の一部改正について
4. 国立大学法人東京工業大学新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置としての休暇制度に関する取扱い一部改正案新旧対照表
5. 国立大学法人東京工業大学クロス・アポイントメント制度に関する規則等一部改正案新旧対照表
6. 国立大学法人東京工業大学職員の懲戒等に関する規則の一部改正について
7. 特別教育研究事業の実施について
8. 国立大学法人東京工業大学教育研究評議会規則一部改正案新旧対照表
9. 国立大学法人東京工業大学経営協議会規則等一部改正案新旧対照表
10. 令和3年度第6回経営協議会議題（案）について

○ 令和3年度第20回役員会議事要録（案）の承認

○ 審議事項

1. 国立大学法人東京工業大学役員会規則等の一部改正について

佐藤理事・副学長から，資料1に基づき，令和4年4月1日付けで施行される国立大学法人法の改正に伴い，本規則等において所要の改正を行うことについて説明があり，審議の結果，これを承認した。

2. 国立大学法人東京工業大学職員の勤務時間，休日及び休暇等に関する規則等の一部改正について

佐藤理事・副学長から，資料2-1及び資料2-2に基づき，常勤職員・無期雇用職員・有期雇用職員に不妊治療のための休暇の新設，有期雇用職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）の新設，有期雇用職員の産前・産後休暇を有給化するため，また，学習

指導要領改訂に伴う附属科学技術高等学校教諭等の休憩時間を変更するため、本規則等において所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

また、過半数代表者へ意見照会を行うことについて説明があった。

3. 国立大学法人東京工業大学職員の育児休業等に関する規則等の一部改正について

佐藤理事・副学長から、資料3に基づき、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）が令和3年6月に改正され、令和4年4月1日から段階的に施行されることに伴い、本規則等において所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

また、過半数代表者へ意見照会を行うことについて説明があった。

4. 国立大学法人東京工業大学新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置としての休暇制度に関する取扱いの一部改正について

佐藤理事・副学長から、資料4に基づき、男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理上の措置として規定された新型コロナウイルス感染症に関する措置の期間が令和4年3月31日まで延長されたことに伴い、本取扱いにおいて所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

また、過半数代表者へ意見照会を行うことについて説明があった。

5. 国立大学法人東京工業大学クロス・アポイントメント制度に関する規則等の一部改正について

佐藤理事・副学長から、資料5に基づき、令和4年4月1日付けの学内組織の改組に伴い、本規則等において所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

また、過半数代表者へ意見照会を行うことについて説明があった。

6. 国立大学法人東京工業大学職員の懲戒等に関する規則の一部改正について

佐藤理事・副学長から、資料6に基づき、文部科学省からの要請により児童生徒に対してわいせつ行為を行った場合は原則懲戒解雇とする旨を明記するため、本規則において所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを承認した。

また、過半数代表者へ意見照会を行うことについて説明があった。

7. 特別教育研究事業の実施について

学長から、資料7に基づき、資料に基づき、国立大学法人東京工業大学特別教育研究事業に関する規則第2条第1項に基づく事業の実施について説明があり、審議の結果、これを承認した。

○ 教育研究評議会への付議事項

1. 国立大学法人東京工業大学教育研究評議会規則の一部改正について

佐藤理事・副学長から、資料8に基づき、令和4年4月1日付けで施行される国立大学法人法の改正に伴い、本規則において所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを教育研究評議会に付議することとし、了承された場合には、同日付けで役員会の承認があったものとすることを承認した。

○ 経営協議会への付議事項

1. 国立大学法人東京工業大学経営協議会規則等の一部改正について

佐藤理事・副学長から、資料9に基づき、令和4年4月1日付けで施行される国立大学法人法の改正に伴い、本規則等において所要の改正を行うことについて説明があり、審議の結果、これを経営協議会に付議することとし、了承された場合には、同日付けで役員会の承認があったものとすることを承認した。

○ 報告事項

1. 令和3年度第6回経営協議会議題（案）について

塚田総務部長から、資料10に基づき、令和3年度第6回経営協議会議題（案）について報告があった。

○ その他

1. 次回開催について

学長から、次回は令和4年3月7日（月）10：00から、ビデオ会議システムにより開催する旨、案内があった。

以 上